

■実施方針質問一覧

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答	
1	2	第1	1	(6)	ウ	自由提案施設	「容易に解体・撤去できる構造」とありますが、解体・撤去しない可能性はあるのでしょうか。 解体・撤去しないのであれば、自由提案施設に対する所有権の取扱いはどうなるのでしょうか。	自由提案施設は、事業期間終了時に、事業者の負担において解体・撤去し、対象敷地を更地で市に返還していただきます。	
2	2	第1	1	(6)	ウ	自由提案施設	プール棟とは別に設置する場合には「容易に解体・撤去できる構造」、プール棟内に設置する場合には「無償で市に移転」、とあり、事業終了後の取扱いが違う意図をご教示下さい。	本来、自由提案施設は事業終了時に解体・撤去していただくものと考えておりますが、自由提案施設をプール棟内に整備される場合は、事業終了時に解体・撤去できない可能性があることから、事業終了時の施設の健全性を保持するため、本施設の所有権移転と同時に、自由提案施設部分の所有権を市に移転することとしております。	
3	2	第1	1	(6)	ウ	自由提案施設	自由提案施設について、原則としてプール棟とは別に整備することとなっておりますが、プール棟内に整備する場合についても記載があります。別棟かプール棟内かによって、積算条件が大きく異なります。提案側としましては入札公告時までには御市の方針をお示ししたく存じます。	自由提案施設の設置の有無について、事業者の任意で提案していただくこととしております。 設置される場合は、プール棟とは別に整備することを原則としておりますが、要求水準書(案)「第2-1-(2)-1」に示す要件を満たした上で、形態等についても事業者の提案に委ねます。	
4	2	第1	1	(6)	ウ	自由提案施設	自由提案施設について、プール棟内に整備する場合には御市に対して行政財産使用料等を納入する必要がありますでしょうか。	プール棟内に整備する場合には、草津市行政財産使用料徴収条例および同施行規則に基づき算定した使用料および必要経費を納付いただきます。なお、減免の適用については、提案内容によって判断させていただきます。	
5	4	第1	1	(9)	ア	事業期間	開業準備期間の期間についてご教示いただけますようお願い致します。	本施設の供用開始日とする令和5年8月1日に間に合うよう事業者において適切な開業準備期間を設定してください。	
6	4	第1	1	(9)		事業期間	整備・道路付替期限の令和5年7月末日を設定した根拠は、運営・維持管理期間の開始日が確定しているためでしょうか。それとも、各工事、道路移管手続き、用地取得手続き、開業準備期間などの各期間を積上げた結果でしょうか。できれば、貴市が想定している本事業全体の概略工程をご教示ください。	整備、道路付替期限の令和5年7月末日を設定した根拠については、令和5年8月1日を供用開始日としているためです。 現時点でお示しできる本事業全体の概略工程については、(仮称)草津市立プール整備基本計画の想定される事業スケジュール(PFI方式)を参照してください。	
7	5	第1	1	(11)	ア	(ア)	整備業務の対価	「一括払いおよび割賦払い」とありますが、金額、割合、支払時期等の考えをお示ください。	支払方法および支払時期の詳細等については、入札公告時に示します。
8	5	第1	1	(11)	ア	(ア)	整備業務の対価	割賦払い金額の計算に使用する基準金利は何を採用される予定でしょうか。また提案時に使用する基準金利の値を何らかの形で公表等をお願い致します。	現時点では、東京スワップレファレンスレート(TSR)6ヶ月LIBOR ベース15年物(円/円)(午前10時時点としてTelerate17143 ページに掲載されているもの)の採用を予定しております。 詳細については、入札公告時に示します。
9	6	第1	1	(11)	ア	(カ)	道路付替業務の対価	「一括払いおよび割賦払い」とありますが、金額、割合、支払時期等の考えをお示ください。	支払方法および支払時期の詳細等については、入札公告時に示します。
10	6	第1	1	(11)	ア	(カ)	道路付替業務の対価	(カ)道路付替業務の対価について、一括払いと割賦払いの配分及び割賦払いはどの程度の期間を想定されているかをご教示下さい。	No.9の回答を参照してください。

■実施方針質問一覧

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
11	6	第1	1	(11)	ア	(カ) 道路付替業務の対価	割賦払い金額の計算に使用する基準金利は何を採用される予定でしょうか。また提案時に使用する基準金利の値を何らかの形で公表等をお願い致します。	No.8の回答を参照してください。
12	6	第1	1	(11)	イ	(ア) 利用者から得る収入	(ア)「第1期運営・維持管理期間においては利用料金を市の収入とし」との記載ですが、第1期運営・維持管理期間は指定管理者として市から管理料が入るとの理解でよろしいでしょうか。ご教示下さい。	御理解のとおりです。
13	6	第1	1	(11)	イ	(イ)(ウ) 利用者から得る収入	(イ)受講料・物販等収入及び(ウ)自由提案事業により得られる収入に関して、(ア)利用者から得る利用料金収入とは違い、運営・維持管理期間における第1期・第2期の区別がありませんが、第1期においても(イ)(ウ)による収入を得るための事業を行うことができるのでしょうか。その場合(イ)(ウ)の収入は事業者に帰属するのでしょうか。	御理解のとおりです。
14	6	第1	1	(11)	ウ	(ア) その他収入	「事業者が、本事業の目的に適合する範囲で市の事前の承諾を得て実施する業務により得られる広告収入等の収入を得る場合、事業者からの提案を除き貴市への支払いは発生するのでしょうか。	広告収入等の収入を事業者が得る場合、事業者からの提案を除き、本市への支払いは発生しません。
15	6	第1	1	(11)	ウ	(ア) その他収入	「事業者が、本事業の目的に適合する範囲で市の事前の承諾を得て実施する業務により得られる広告収入等の収入を得る」場合、事業者の提案に基づき事業期間を定められるという理解でよろしいでしょうか。	運営・維持管理期間内であれば広告等の掲示期間を事業者の提案により定めることは可能です。ただし、国スポ、障スポ、スポンサー大会等の期間中は、主催者等の意向により掲示できない可能性があることに留意してください。
16	6	第1	1	(12)	イ	ネーミングライツによる収入	ネーミングライツに伴う内外部のサイン設置の提案がある場合には、市から事業者に工事が発注されるのでしょうか。ご教示下さい。	サイン等の設置工事費については、命名権者が負担します。
17	8	第2	1	(2)		選定の方法	入札者が1者となった場合にも落札者として特定されると理解してよろしいでしょうか。	応札された1者が落札者の基準を満たしていれば、落札者として特定されます。
18	8	第2	2	(1)		事業者の募集・選定スケジュール	入札予定価格については、令和元年11月の「入札公告および入札説明書等の公表」時に公表されるという認識でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
19	8	第2	2	(1)		事業者の募集・選定スケジュール	「落札者の決定・公表」から「仮契約の締結」までの期間が1か月程と短くSPCの定款認証、資本金振込、設立登記等を考えますとスケジュール的に厳しいものとなっています。落札者決定の前倒し又は仮契約の締結期限の延長により準備期間を1か月半から2か月程度の期間をご準備いただければ幸いです。	事業者の募集・選定スケジュールについては、原案のとおりとします。
20	10	第2	2	(2)	サ	落札者の決定・公表	落札者の決定に至る「市による総合的な評価」の基準をご教示ください。現時点で想定される大枠の評価方法でも結構です。	(仮称)草津市立プール整備・運営PFI事業者等選定委員会における審査結果を踏まえ、市が最終的な落札者を決定します。なお、落札者決定基準については、入札公告時に示します。

■実施方針質問一覧

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
21	11	第2	3	(1)		入札参加者が備えるべき資格	本年2月に開催された市場調査では、入札公告後に入札参加資格申請の機会を設けて欲しいとの声が多かったようですが、今回の実施方針には、その点についての記載がございませんでした。改めて、この事に関する貴市の見解をお示しください(入札公告時ではコンソーシアム組成の都合上遅いため、今回の回答でお願いいたします。)	入札公告前に、本事業への参加に係る入札参加資格申請の機会を設ける予定です。 詳細については、市ホームページにてお示しする予定です。
22	12	第2	3	(1)	ウ	入札参加者の参加資格要件(業務別)	本年2月のサウンディングで「入札公告後に入札参加資格申請の機会を設けてほしい」という声が多かったと思いますが、これからこの件の入札に係る参加資格申請の受付をいただけるのでしょうか。ご対応についてお示しいただけますようお願い致します。	No.21の回答を参照してください。
23	12	第2	3	(1)	ウ	入札参加者の参加資格要件(業務別)	平成31年2月実施のサウンディングにおいて参加した民間事業者より「入札公告後に入札参加資格申請の機会を設けてほしい」との要望が多かったと理解しております。 広く民間事業者の事業参加を促し、より良い提案を受けるために本件の入札に係る参加資格申請の受付を実施いただけるとの理解で宜しいでしょうか。 また、社内決裁やコンソーシアム組成を含め本事業への参画検討のため、早い時期での公表が望ましいと思われまます。実施方針に関する質問への回答いただく段階で、ご対応方針についてお示しいただけますようお願い致します。	No.21の回答を参照してください。
24	12	第2	3	(1)	ウ	入札参加者の参加資格要件(業務別)	入札参加者の参加要件(業務別)において、市の「競争入札参加資格者名簿に登録している者」とあるが、今後も入札参加資格の受付をして頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	No.21の回答を参照してください。
25	12	第2	3	(1)	ウ	入札参加者の参加資格要件(業務別)	本年2月実施のサウンディングで「入札公告後に入札参加資格申請の機会を設けてほしい」との声が多かったと認識しておりますが、今後、本件入札に係る参加資格申請の受付をいただけるとの理解で宜しいでしょうか。なお、コンソーシアム組成を含め本事業への参画検討のため、実施方針に関する質問への回答いただく段階で、ご対応方針についてお示しいただけますようお願い致します。	No.21の回答を参照してください。
26	12	第2	3	(1)	ウ	入札参加者の参加資格要件(業務別)	今年2月頃に行われたサウンディングで、入札公告後に入札参加資格申請の機会を設けてほしいとの意見が多かったように聞いていますが、今後本件入札に係る参加資格の受付をしていただけるのでしょうか。	No.21の回答を参照してください。
27	12	第2	3	(1)	ウ	入札参加者の参加資格要件(業務別)	今年2月のサウンディング型市場調査の意見で「入札公告後に入札参加資格申請の機会を設けてほしい」との声が多かったと認識しています。今後本事業の入札に係る参加資格申請の受付が可能となるとの理解でよろしいでしょうか。また、コンソーシアム組成を含め、本事業への参画検討で、実施方針に関する質問への回答をする段階で、対応についてご教示ください。	No.21の回答を参照してください。

■実施方針質問一覧

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
28	12	第2	3	(1)	ウ	入札参加者の参加資格要件 (業務別)	今年2月に実施されたサウンディング型市場調査の公表結果で「入札公告後に本事業のみを対象とした入札参加資格申請を受ける機会を希望する声が多くありました。」と拝見いたしました。今後、本事業のみの特例としてでも参加資格申請の受付をいただけるとの理解で宜しいでしょうか。本事業への参画検討を考慮した場合可能な限り早期のご回答をいただきたく、今回の質問回答の段階で、方針をお示しいただけますようお願いいたします。	No.21の回答を参照してください。
29	12	第2	3	(1)	ウ	入札参加者の参加資格要件 (業務別)	御市ホームページに公表されておりますサウンディング型市場調査の結果の概要で「入札公告後に本事業のみを対象とした入札参加資格申請の機会を希望する声が多くありました」とありますが、今後、本件入札に係る参加資格申請の機会を設けていただけるとの認識でよろしいでしょうか。なお、コンソーシアム組成や本事業への参画検討のため、実施方針に関する質問への回答いただく段階で方針についてお示しいただきたく存じます。	No.21の回答を参照してください。
30	12	第2	3	(1)	ウ	入札参加者の参加資格要件 (業種別)	御市の入札参加資格者名簿に登録されていない企業(維持管理企業等)については、H32年度・H33年度に追加登録をご対応頂けるものと理解してよろしいでしょうか。ご教示下さい。	No.21の回答を参照してください。
31	12	第2	3	(1)	ウ	入札参加者の参加資格要件 (業務別)	SPCに出資をせず、SPCから直接業務を受託または請け負うことを予定している者を「協力企業」とありますが、SPCから構成員を通じて再受託する者も「協力企業」とすることは可能でしょうか。	SPCから構成員を通じて再受託する者は「協力企業」とすることはできません。「その他企業」を除き、あくまでもSPCから直接業務を受託する企業を「協力企業」としております。
32	12	第2	3	(1)	ウ	入札参加者の参加資格要件 (業務別)	設計、工事監理、建設、道路付替、運営、維持管理に当たらない企業(ファイナンシャルアドバイザー等)として本件参加する企業は、入札参加者の参加資格要件(共通)を満たせばいいという認識でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
33	12	第2	3	(1)	ウ	入札参加者の参加資格要件 (業務別)	(ア)設計～(カ)維持管理に該当しない業務(統括管理、FA業務等)をSPCから直接受託する者の参加資格要件についてご教示ください。	(ア)設計～(カ)維持管理に該当しない業務をSPCから直接受託する者は、入札参加者の参加資格要件(共通)を満たすこととします。
34	12	第2	3	(1)	ウ	(イ) 工事監理に 当たる者	道路付替業務の工事監理に当たる者の要件は、b(市が発注するコンサルタント業務等の名簿に登録)を満たしていることが条件となっていますが、その業種区分等については不問と考えて宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
35	13	第2	3	(1)	ウ	(ウ) 建設に当 たる者	a「建設業法」(昭和24年法律第100号)第15条に規定する特定建設業の許可を有していること。とありますが、許可業種を問わず特定建設業の許可を有しているものと理解してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。

■実施方針質問一覧

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
36	13	第2	3	(1)	ウ	(ウ) 建設に当たる者	b 平成31・32・33年度(2019・2020・2021年度)の市が発注する建設工事に関する競争入札参加資格者名簿に登録されている者であることとありますが、当社は競争入札参加資格者名簿の土木部門に登録していません。この条件で本事業建設工事の共同企業体のメンバーとして参加できますでしょうか。	他の参加資格要件を含め、貴社に該当すると考えられる要件を全て満たす場合は参加できます。
37	13	第2	3	(1)	ウ	(オ) 運営に当たる者	「平成21年4月1日以降に25m以上の屋内公認プール施設について1年以上の運営実績を有していること」とありますが、屋内公認プールを公の施設の屋内プールとしていただけませんか。	本事業の基本方針に示すとおり、大規模大会の開催等を想定しており、屋内公認プールにおいて必要となる運営ノウハウを有する企業が望ましいと考えることから、屋内公認プールの運営実績を要件とする原案のとおりとします。
38	13	第2	3	(1)	ウ	(カ) 維持管理に当たる者	「a 平成31、32年度(2019・2020年度)の市が発注するビルメンテナンス、保安警備等に関する競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること」とありますが、現在受付を行っていないようです。参加表明書の提出前に別途登録期間を設けていただけませんか。	No.21の回答を参照してください。
39	13	第2	3	(1)	ウ	(カ) 維持管理に当たる者	「平成21年4月1日以降に25m以上の屋内公認プール施設について1年以上の維持管理実績を有していること」とありますが、屋内公認プールを公の施設の屋内プールとしていただけませんか。	原案のとおりとします。
40	15	第2	3	(3)	イ	SPC設立等の要件	事業契約期間中に、構成員の出資比率を変更するケースを検討することもあるかと考えております。ご提示いただいた要件を満たす範囲で、貴市の事前の書面による承諾がいただける場合には、事業契約期間中に、構成員による出資比率を変更することは、可能であると考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
41	17	第2	4	(2)	エ	落札者を選定しない場合	入札者が1者となった場合が「…縮減が見込めない等」に該当しないと理解してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
42	21	第4	1			立地条件	用途地域の都市計画変更、屋外広告物規制地域の変更、条例(建蔽率)改正スケジュールをご教示ください。	用途地域および屋外広告物規制地域の変更については、令和元年度中に変更予定です。 都市公園条例の改正(建蔽率)は、実施方針「第8-1議会の議決」とおり、令和元年10月議会に議案を提出予定です。
43	21	第4	1			立地条件	※1、※2の「手続きを進める予定」となっていますが、現時点でわかるスケジュールをお示し頂けますようお願い致します。	スケジュールに関して、市において、事業の進捗に影響が無いよう、事業用地を所有・管理する滋賀県と調整を行います。
44	21	第4	1			立地条件	※1、※2に記載の県有地の用地取得の手続きについて、貴市が想定するスケジュールをご教授下さい。	No.43の回答を参照してください。
45	21	第4	1			立地条件	※1、※2にある県有地の用地取得の手続きについて、想定スケジュールをお示しいただけませんか。	No.43の回答を参照してください。

■実施方針質問一覧

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
46	21	第4	1			立地条件	※1、※2にある県有地の用地取得の手続きについて、想定スケジュールをお示しいただきたく存じます。	No.43の回答を参照してください。
47	21	第4	1			立地条件	※1、※2にある県有地の用地取得の手続きの想定されているスケジュールをご教示ください。	No.43の回答を参照してください。
48	21	第4	1			立地条件	整備計画において、※1.※2にて道路付替え後県有地の取得の手続きを進めるとのことでありますが、想定されているスケジュールをお教示ください。	No.43の回答を参照してください。
49	21	第4	1			立地条件	※1、※2に記載されております「県有地の用地取得の手続きを進める予定」について、想定スケジュールをお示しいただけますでしょうか	No.43の回答を参照してください。
50	21	第4	1			立地条件	県有地取得時期およびその手続き期間の目安をご教示ください。県有地の取得が完了しないと、計画地が確定(面積確定含む)しないと思われる。用地取得の遅れは、後のプール整備工程に大きな影響が出ますので、貴市が想定しているスケジュール感をお伺いします。	No.43の回答を参照してください。
51	21	第4	1			立地条件	※1、※2、※3、※4、※5印の変更手続き時期、スケジュールについてお示し願います。	※1、※2については、No.43の回答を参照してください。 ※3、※4、※5については、No.42の回答を参照してください。
52	21	第4	1			用途地域・その他	都市計画変更や条例改正(建蔽率を変更)の手続きを進める予定とありますが、確認申請提出前には確定しているということでしょうか。手続きのスケジュールをご教示ください。また、「予定」となっておりますが、手続き内容が変わる可能性があるのでしょうか。	前段について、手続きのスケジュールについては、No.42の回答を参照してください。 後段について、手続き内容については、今後変更する場合は市ホームページにて速やかにお知らせします。
53	21	第4	1			用途地域	近隣商業への用途地域変更に区域Bは含まれないのでしょうか。	区域Bは用途地域変更の区域に含まれておりません。
54	21	第4	1			屋外広告物	区域Bと区域Cは屋外広告物禁止区域とのことでありますが、区域Aおよび区域Dへの影響をご教示ください。 ※敷地の一部に禁止区域が含まれることで、計画への影響を懸念しています。	屋外広告物条例の基準は、物件ごとに適用します。具体的には、禁止地域の区域内に設置する広告物には禁止地域の基準を、第3種許可地域に設置する広告物には第3種許可地域の基準を適用します。 また、1つの広告物が2以上の規制地域をまたぐ場合は、より厳しい基準を適用します。
55	22	第4	2	(1)		施設構成	飛込兼用屋内25mプールと飛込プールと屋内25mプールをそれぞれ単独で整備することも可とする。となっておりますが、どちらかの方針がないと設計・費用も当然ですがわれわれの運営計画も大きく変わってまいります。どちらで行うか方針をはっきりとお示し頂きますようお願い致します。	平成30年11月に施設整備の方向性を定めた「(仮称)草津市立プール整備基本計画」では、屋内50mプールおよび飛込兼用屋内25mプールの整備としております。一方、当該基本計画を策定するに当たって募集したパブリックコメントにおいて、飛込プールと屋内25mプールをそれぞれ単独で整備する提案があり、民間のノウハウ等の発揮を期待するPFI事業として実施するに当たり、事業者からの提案の余地を残したものです。現時点における市の方針としては、国内基準飛込みプール以上、公称25m国内基準競泳プール以上を整備することを要求水準としており、プールの形態については事業者の提案に委ねます。

■実施方針質問一覧

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
56	22	第4	2	(1)		施設構成	飛込みプールと25mプールの整備については、兼用とするかそれぞれ単独で整備するかは事業者側の提案とされています。本事業においてプールの整備方針は事業の根底となる部分にあたるため、貴市にて整備方針をお示しいただけますようお願い申し上げます。現状の案では事業検討に際し、複数プランを検討する必要が生じるため、時間や提案経費などの面から考えた場合、事業者側に大きな負担となり事業参画を検討する条件が高くなってしまいます。貴市にて可能な限り早期(入札公告前を目途)に方針をお示しいただけますようお願い致します。	No.55の回答を参照してください。
57	22	第4	2	(1)		施設構成	飛込プールと25mの整備に関し、兼用または各々単独整備の判断は事業者側の提案とされています。しかし、本件プール整備事業において、プールというのは整備の骨格でありますから、その骨格の要求水準が統一されないことには大変な違和感があります。ダブルスタンダードの要求水準では応募する事業者のリスクも高く、事業検討も2つのパターンで行わざるを得ないことから提案経費も嵩みます。発注者となる貴市のプールの施設構成を入札公告までには、絞り込み頂けますでしょうか。	No.55の回答を参照してください。
58	22	第4	2	(1)		施設構成	本事業においてプールの整備方針は事業の骨格であるため、飛込みプールと25mプールについて、兼用かそれぞれ単独で整備するかは判断については、貴市にて方針をお示しいただけますでしょうか。	No.55の回答を参照してください。
59	22	第4	2	(1)		施設構成	飛込みプールと25mプールについて、兼用かそれぞれ単独で整備するかは判断が事業者側の提案とされていますが、本事業においてプールの整備方針は事業の骨格であるため、貴市にて方針をお示しいただけないでしょうか。ご検討の程、宜しく願い申し上げます。原案では事業検討に際し、時間・提案経費ともに事業者側に大きな負担となり事業参画検討のハードルが高くなってしまいます。入札公告時迄(可能な限り早期)に貴市の方針をお示しいただけますようお願い致します。	No.55の回答を参照してください。
60	22	第4	2	(1)		施設構成	飛込みプールと25mプールについて、兼用かそれぞれ単独で整備するかは判断が事業者側の提案とされていますが、入札金額の積算条件が大きく異なります。提案審査、価格審査方法についてご教示ください。なお、提案側としては入札公告時迄の貴市による方針を定めて公表いただきたく存じます。	No.55の回答を参照してください。
61	22	第4	2	(1)		施設構成	飛込みプール・25mプールについて、兼用かそれぞれ単独で整備するかは事業者側の提案とされていますが、本事業においてプールの整備方針は事業の骨格であるため、御市にて方針をお示しいただきたく存じます。原案では時間・提案経費ともに事業者側に大きな負担となり、事業参画検討のハードルが高くなってしまいます。入札公告時までの可能な限り早い時期に御市の方針をお示しいただきたく存じます。	No.55の回答を参照してください。

■実施方針質問一覧

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
62	22	第4	2	(1)		施設構成	飛込みプールと25mプールについて、兼用かそれぞれ単独で整備するか の判断が事業者側の提案に委ねることとなっておりますが、本事業でプー ルの整備方針は事業の骨格であるため、草津市にて方針をお示しいた だけますようお願い申し上げます。原案では事業検討に際し、提案まで の時間や提案に要する経費など事業者側に大きな負担となり、事業参 画検討のハードルが高くなってしまいます。入札公告までの可能な限り早 期に草津市の方針をご教示ください。	No.55の回答を参照してください。
63	22	第4	2	(1)		施設構成	飛込兼用屋内25mプールにおいて、飛込プールと屋内プールと屋内25 mプールをそれぞれ単独で整備することも可とありますが、この件 については提案内容や建設及び運営の経費に大きな影響を及ぼすこと となり、検討段階においてもかなりの時間とリスクが伴うこととなります。 出来れば入札公告時までに市としての方針を示していただけませんか。	No.55の回答を参照してください。
64	22	第4	2	(1)		施設構成	飛込プールと25mプールについて、「それぞれ単独で整備することも可」 と記載されており、兼用か単独かの判断は事業者側の提案とされていま す。しかしながら、本事業においてプールの整備方針は事業の核となる 部分ですので、貴市にてお示しいただけますようお願いいたします。 原案では事業検討に際し事業者側に大きな負担となり、事業参画検討 のハードルが高くなるとお考えいただけます。可能な限り早期に貴市の方針をお 示しいただけますでしょうか。	No.55の回答を参照してください。
65	22	第4	2	(1)		施設構成	飛込みプールと25mプールの整備については、兼用とするかそれぞれ単 独で整備するかは事業者側の提案とされています。 その場合、整備方法により入札金額の積算条件が大きく異なりますの で、提案及び価格の審査方法や貴市の考え方についてご教示ください。 なお、事業者としては入札公告時迄に貴市の方針を定めて頂き、公表を お願い致します。	審査方法については、入札公告時に示します。
66	22	第4	2	(1)		施設構成	プールを2つ整備する事業者と3つ整備する事業者では建設費の積算 ベースが異なります。この点を踏まえて、現在想定されている価格審査 方法をご教示ください。	審査方法については、入札公告時に示します。
67	22	第4	2	(1)		施設構成	事業者の提案とされている25mプールと飛込プール(兼用か単独)にお いては、施設整備費に大きな差が考えられます。価格審査方法、 提案審査方法についてお示しください。	審査方法については、入札公告時に示します。
68	22	第4	2	(1)		施設構成	飛込みプール・25mプールについて、兼用かそれぞれ単独で整備する か事業者側の提案とされていますが、入札金額の積算条件が大きく異 なります。提案審査、価格審査方法についてご教示ください。入札公告 時まで御市の方針をお示しいただきたく存じます。	審査方法については、入札公告時に示します。

■実施方針質問一覧

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
69	22	第4	2	(1)		施設構成	飛込みプールと25mプールが、兼用かそれぞれ単独で整備するか判断が事業者側の提案に委ねるとされていますが、入札金額の積算条件が大きく異なるため、提案審査、価格審査方法についてご教示ください。 なお、事業者側としては、入札公告までの草津市による方針を決定いただき、公表いただきたいと思います。	審査方法については、入札公告時に示します。
70	22	第4	2	(1)		施設構成	飛込プールと25mプールの整備方針について、兼用かそれぞれ単独で整備するかは事業者側の提案とされていますが、入札金額の積算条件に大きな差が生じます。提案審査、価格審査方法についてご教示いただけますでしょうか。 可能な限り早期に貴市による方針を定めて公表いただきたく、宜しくお願い申し上げます。	審査方法については、入札公告時に示します。
71	22	第4	2	(1)		施設構成	施設構成、プール施設、屋内50mプール(可動床・可動壁を整備すること。)とありますが、50m可動壁は垂直に動かすタイプでしょうか？それとも水平に動かすタイプでしょうか？何か指定があるのでしょうか？ご教示願います。	水平移動式ではなく、垂直移動式としてください。
72	22	第4	2	(1)		施設構成	施設構成、プール施設、屋内50mプール(可動床・可動壁を整備すること。)とありますが、可動床は可動壁部分を考慮し4面とするのでしょうか？それとも2面でよろしいでしょうか？ご教示願います。	可動壁部分を含めて3面以上としてください。
73	22	第4	2	(1)		施設構成	施設構成、プール施設、飛込兼用屋内25mプール(可動床を整備すること。)とありますが、飛込みプールと25mプールを分けた場合、飛込みプール、25mプールそれぞれに可動床を付けるのでしょうか。ご教示願います。	飛込プールと屋内25mプールを分ける場合、可動床の設置については事業者の提案に委ねます。
74	22	第4	2	(1)		施設構成	施設構成、プール施設、飛込兼用屋内25mプール(可動床を整備すること。)とありますが、飛込みプールと25mプールを分けた場合、25mプールの水深及びレーン数の希望はあるのでしょうか。ご教示願います。※水深1.0mで、公称25m国内基準競泳プールの取得が可能な為	要求水準書(案)「第2-2-(3)-イ-2)」において、飛込兼用としない場合の屋内25mプールは、「スタート台とターンボード(取り外し式)を設置すること。」としております。 公認プール施設要領(日本水泳連盟)において、6レーン以上とし、スタート台使用の場合は、端壁前方6mまでの水深は1.35m以上とすることが示されていることを踏まえた上で、水深およびレーン数については事業者の提案に委ねます。
75	22	第4	2	(1)		延床面積	延床面積13,500㎡程度について、上限・下限値があればご教示ください。	13,500㎡を目安とし、全ての要求水準を満足した上で、事業者の提案に委ねます。
76	22	第4	2	(1)		施設構成	整備施設内に整備できる本施設の建築面積は8,500㎡とありますが、身障者駐車場屋根や歩廊屋根等も含めた別棟部分の建築面積も含まれるのでしょうか。	御理解のとおりです。

■実施方針質問一覧

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答	
77	22	第4	2	(2)		プールの公認取得	プールは「プール公認規則」に従い次の公認を取得する事とありますが、50m公認プールを可動壁により25m公認プールにするが、1面のみでよろしいでしょうか、それとも2面共公認取得が必要でしょうか。ご教示願います。	2面とも公認を取得してください。	
78	24	第6	4	(1)		金融機関による報告	(1)について、金融機関から市への報告義務の記載がありますが、事業者が提携する金融機関がその義務を履行しないとの判断を行った場合に、事業者への罰則があるのでしょうか。ご教示下さい。	事業者への罰則はありません。	
79	26	別紙1	リスク分担表(案)			共通	契約締結	「議会の事由により契約が結べない」場合、負担者は市、事業者双方で分担となっておりますが、議会の承認が得られない事由が事業者の責任でない場合は、貴市のリスクになるという認識でよろしいでしょうか。	議会の事由により契約が結べない場合のリスクは、市、事業者いずれの責任でもない場合を想定しますので、市と事業者それぞれが負担することとします。
80	26	別紙1	リスク分担表(案)			共通	契約締結	契約締結のリスクに「市の事由」「議会の事由」の記載がありますがどのように違うのでしょうか。議会の事由については市と事業者各々負担とされていますが、具体的に想定されている内容をお示しいただけますでしょうか。	「市の事由」としては、例えば市の政策変更等を想定し、「議会の事由」としては、例えば契約締結に係る議決が得られない場合等を想定しております。
81	26	別紙1	リスク分担表(案)			共通	用地確保	用地確保リスクには、県所有地の取得に伴う全リスク(ex.取得の遅延等)も含まれているとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
82	26	別紙1	リスク分担表(案)			共通	周辺住民あるいは施設利用者への対応	本事業の実施そのものに関する反対等への対応は貴市にてご対応との認識で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
83	26	別紙1	リスク分担表(案)			共通	周辺住民あるいは施設利用者への対応	「本事業の業務の実施内容に対する周辺住民あるいは施設利用者からの反対、訴訟、要望への対応」に関して、業務の実施内容については事業者にてリスク負担することで理解いたしました。本事業それ自体に対する反対、訴訟、要望等については、「上記以外のもの」として貴市にてリスク負担いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
84	26	別紙1	リスク分担表(案)			共通	周辺住民あるいは施設利用者への対応	周辺住民の反対リスクは業務の実施内容に限定されていますが、本計画自体に反対意見や要望は無いと考えてよろしいでしょうか	御理解のとおりです。
85	26	別紙1	リスク分担表(案)			共通	周辺住民あるいは施設利用者への対応	周辺住民への対応において、工事期間中又は運営期間中の周辺住民からの反対・要望には事業者が対応しますが、PFI事業そのものあるいは現在のサッカー場が無くなることについての反対リスクは市が負担すると考えています。その理解でよろしいでしょうか。ご教示下さい。	御理解のとおりです。

■実施方針質問一覧

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
86	26	別紙1	リスク 分担表 (案)			共通	「周辺住民あるいは施設利用者への対応」について、業務の実施内容に対するクレーム対応が「事業者」とされていますが、県及び市の企画する事業や、協議を経て行っている事業については、その対応は市も連帯して行っていただけたらと考えてよろしいでしょうか	御理解のとおりです。
87	26	別紙1	リスク 分担表 (案)			共通	周辺住民あるいは施設利用者への対応で負担者が市となっている項目で事業者のリスク内容以外のものとは、例えばどのようなものか、ご教示下さい。	例えば、事業そのものに対する周辺住民からの反対、訴訟、要望への対応です。
88	26	別紙1	リスク 分担表 (案)			共通	法令等変更について、市が負担者となっている「本事業に直接関係する法令」と、事業者が負担者となっている「上記以外の法令」とは、具体的に何を指すのかご教示いただけますでしょうか。	市が負担者となる法令は、本事業特有の事項に適用される法令を指し、事業者が負担者となっている法令は、最低賃金の変更等、プールの整備・運営事業を行う者に一般的に適用される法令を指します。
89	26	別紙1	リスク 分担表 (案)			共通	法令等変更で負担者が事業者となっている項目で市のリスク以外の法令(税制度を除く)の新設・変更に関するものとは、例えばどのようなものか、ご教示下さい。	No.88の回答を参照してください。
90	26	別紙1	リスク 分担表 (案)			共通	「税制度変更」について、消費税法以外の変更についても、予定事業費が大幅に変わってしまうような大幅な変更があった場合は、ご協議いただけたらと考えてよろしいでしょうか。	税制度の変更については、消費税に関する変更に係るリスクは市の負担とし、それ以外の税制度変更に係るリスクは事業者の負担とします。
91	26	別紙1	リスク 分担表 (案)			共通	「市が責任を持つべき書類」とはどのようなものを想定しておりますでしょうか。ご教示下さい	公表資料等を想定しております。
92	26	別紙1	リスク 分担表 (案)			共通	第三者損害の賠償について、事業者が善管注意義務を果たしていても避けることのできない事由によるものについては、「事業者の責めに帰すべき事由による第三者への損害によるもの」にはあたらない、と考えてよろしいでしょうか。 この場合、貴市にてご負担いただけるのか、貴市と事業者で負担について協議となるのか、ご教示いただけますでしょうか。	事業者が善管注意義務を果たしていても避けることのできない事由によるものについては、リスクの種類における「不可抗力」の内容に該当することから、市、事業者双方で負担することになります。
93	26	別紙1	リスク 分担表 (案)			共通	事業契約の債務不履行について、貴市と事業者のいずれにも帰責性の無い事由によるものについては、「第63当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合」と同様に、貴市・事業者間で、負担について協議となると理解してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
94	26	別紙1	リスク 分担表 (案)			共通	要求水準未達リスクが、全て事業者負担とされておりますが、要求水準未達となった事由が貴市と事業者のどちらに帰責性があるのかに基づき、貴市負担と事業者負担とにリスク分担協議する必要があると考えておりますが、ご協議いただけますでしょうか。	要求水準の未達について、市に帰責性がある場合は想定しておりません。

■実施方針質問一覧

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
95	27	別紙1	リスク 分担表 (案)			共通 事故発生	整備・道路付替・運営・維持管理業務における事故発生リスクが、全て事業者負担とされておりますが、事故が発生した場合、その事由が貴市と事業者のどちらに帰責性があるのかに基づき、貴市負担と事業者負担とにリスク分担協議する必要があると考えておりますが、ご協議いただけますでしょうか。	本事業の業務内容に係る事故発生リスクは、全て事業者負担となります。
96	27	別紙1	リスク 分担表 (案)			共通 地盤沈下	地盤沈下に伴う工事費や対策費の増大リスクについて、貴市と事業者のいずれにも帰責性の無い事由によるものについては、「第63当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合」と同様に、貴市・事業者間で、負担について協議となると理解してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
97	27	別紙1	リスク 分担表 (案)			共通 用地瑕疵	用地瑕疵において、貴市から提示される資料に敷地内の地中埋設物の調査資料はありますか。ご教示下さい。	敷地内の地中埋設物の調査資料はありません。
98	27	別紙1	リスク 分担表 (案)			共通 用地瑕疵	「用地瑕疵」について、「予測できない用地の瑕疵」として、予期できない地中障害物、埋蔵文化財、汚染土などがその対象として考えられますが、その見解で間違いありませんでしょうか。	御理解のとおりです。
99	27	別紙1	リスク 分担表 (案)			整備・道路付替段階 設計変更	7月5日公表の要求水準書(案)別紙4ボーリングデータが「提示条件」とすると、契約後事業者が実施するボーリング調査結果の合理的な判断により、計画を変更せざるを得ない場合、リスクは市にあると理解してよろしいでしょうか。	「別紙4 ボーリングデータ」は参考資料であり、事業者は設計、建設等の実施に当たり、事業者の負担において追加調査を行うこととなります。このため、要求水準書(案)「第2-1-(1)-キ」を「～配布する。なお、設計、建設等の実施に当たり、事業者の負担において追加調査を行うこと。」に修正いたします。
100	27	別紙1	リスク 分担表 (案)			整備・道路付替段階 着工遅延	7月5日公表の要求水準書(案)別紙4ボーリングデータが「提示条件」とすると、契約後事業者が実施するボーリング調査結果の合理的な判断により、計画を変更せざるを得ない場合、リスクは市にあると理解してよろしいでしょうか。	No.99の回答を参照してください。
101	27	別紙1	リスク 分担表 (案)			整備・道路付替段階 着工遅延 工事費増大	「着工遅延」「工事費増大」について、「市の指示、提示条件の不備・変更によるもの」でない場合で、事業者の責にあたらぬものである場合は、市にご負担いただけると考えてよろしいでしょうか。	実施方針「第6-3当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合」を準用します。
102	27	別紙1	リスク 分担表 (案)			整備・道路付替段階 工事遅延	「工事遅延」について、「市の責」にも「事業者の責」にもあたらぬ、予測困難な事象による場合は、市にご負担いただけると考えてよろしいでしょうか。	No.101の回答を参照してください。
103	27	別紙1	リスク 分担表 (案)			整備・道路付替段階 一般的損害	整備・道路付替段階における一般的損害リスクが、全て事業者負担とされておりますが、一般的損害が発生した場合、その事由が貴市と事業者のどちらに帰責性があるのかに基づき、貴市負担と事業者負担協議する必要があると考えておりますが、ご協議いただけますでしょうか。	整備、道路付替段階における一般的損害リスクは事業者の負担となります。
104	28	別紙1	リスク 分担表 (案)			運営・維持管理段階 光熱水費の変動	※5 見直し方法の詳細もしくは想定や概略等についてお示しいただけないでしょうか。	入札公告時に示します。

■実施方針質問一覧

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
105	28	別紙1	リスク 分担表 (案)			共通 不可抗力	※2の「一定の金額」の水準感は事業契約に明記されるという理解でよろしいでしょうか。ご教示下さい。	御理解のとおりです。
106	28	別紙1	リスク 分担表 (案)			共通 不可抗力	※2 一定の金額以下は・・・、とありますが、「一定の金額」についてご教示いただけますようお願い致します。	入札公告時に示します。
107	28	別紙1	リスク 分担表 (案)			共通 不可抗力	※2では、不可抗力について、一定の金額以下は事業者負担、それを超える場合は市負担ととなっておりますが、公共工事標準請負契約約款と同等の内容(請負代金額の100分の1を超える部分は市の負担)との理解で良いでしょうか。	入札公告時に示します。
108	28	別紙1	リスク 分担表 (案)			整備・道 路付替段 階 物価変動	※3 一定範囲を超える・・・、とありますが、「一定範囲」についてご教示いただけますようお願い致します。	入札公告時に示します。
109	28	別紙1	リスク 分担表 (案)			整備・道 路付替段 階 物価変動	※3の「一定の範囲を超える物価変動」の水準感は事業契約に明記されるという理解でよろしいでしょうか。ご教示下さい。	入札公告時に示します。
110	28	別紙1	リスク 分担表 (案)			整備・道 路付替段 階 物価変動	「一定範囲を超える物価変動については、サービス購入料を見直すことも含め検討している。」と記載があります。一定範囲を超える物価変動の規程をお示しいただけないでしょうか。	入札公告時に示します。
111	28	別紙1	リスク 分担表 (案)			整備・道 路付替段 階 物価変動	※3では、整備・道路付替段階の物価変動について、一定範囲を超える物価変動については、サービス購入料を見直すことを含め検討しているとのことですが、公共工事標準請負契約約款と同等の内容程度までを検討されているとの理解で良いでしょうか。	入札公告時に示します。
112	27	別紙1	リスク 分担表 (案)			整備・道 路付替段 階 物価変動	※3、※4 一定範囲を超える・・・、とありますが、「一定範囲」についてご教示いただけますようお願い致します。	入札公告時に示します。
113	28	別紙1	リスク 分担表 (案)				※2 一定の金額以下は事業者負担 ※3 一定範囲を超える物価変動 ※4 一定範囲を超える物価変動 上記の一定の金額及び一定の範囲を超えるとはどのような数字を想定しているか、ご教示下さい。	入札公告時に示します。
114	28	別紙1	リスク 分担表 (案)				不可抗力、物価変動の項目について、「一定の金額以下は事業者負担」とありますが、この金額は今後の「入札説明書」で率などをお示しいただけるのでしょうか。	入札公告時に示します。
115	32	添付 資料	事業 区域図				歩行者動線のプール整備計画地へ矢印位置は北西角にあります。事業者提案により位置の変更は可能でしょうか。	プール棟等の出入口の位置およびその数は事業者の提案に委ねます。ただし、事業区域は住宅地に隣接していることから、周辺への影響を最小限にとどめるよう、利用者動線等に配慮してください。 (要求水準書(案)「第2-2-(1)-ア」を参照してください)

■実施方針意見一覧

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	意見内容	回答
1	2	第1	1	(6)	ウ	自由提案施設	自由提案施設について、原則としてプール棟とは別に整備することとなっておりますが、プール棟内に整備する場合についても記載があります。別棟かプール棟内かによって、積算条件が大きく異なります。提案側としましては入札公告時までには御市の方針をお示しただきたく存じます。	自由提案施設の設置の有無について、事業者の任意で提案していただくこととしております。設置される場合は、プール棟とは別に整備することを原則としておりますが、要求水準書(案)「第2-1-(2)-1」に示す要件を満たした上で、形態等についても事業者の提案に委ねます。
2	8	第2	2	(1)		事業者の募集・選定スケジュール	⑫意見交換会(対話)の実施予定時期が、令和元年12月～令和2年1月となっておりますが、入札提出書類(提案書)の受付が令和2年2月となっていることから、対話内容を提案書に反映するためにも、少なくとも12月には実施いただけないでしょうか。意見交換会(対話)の内容を踏まえ更なるよい提案に結び付けられるよう時間的な配慮をお願いいたします。	スケジュールについては、入札公告時に示します。
3	8	第2	2	(1)		事業者の募集・選定スケジュール	令和2年7月より本事業に着手した場合、施設整備業務・道路付替を3年間で完了する工程となります。この3年間の間には、県有地の取得や都市計画変更など事業者側では関与できないと思われる重要な手続きもあり、この点に関する情報を公開していただけませんと取組の検討が困難です。また、県有地取得は道路付替後のため、道路工事に要する期間の見極めは全体工程を考えるに非常に重要です。よって、道路工事内容に関する情報も、現時点で分かる限りのものを公開頂く必要があります。	10月上旬の公表を予定しております。
4	8	第2	2	(1)		事業者の募集・選定スケジュール	「落札者の決定・公表」から「仮契約の締結」までの期間が1か月程と短くSPCの定款認証、資本金振込、設立登記等を考えますとスケジュール的に厳しいものとなっております。落札者決定の前倒し又は仮契約の締結期限の延長により準備期間を1か月半から2か月程度の期間をご準備いただけますようお願い致します。	事業者の募集・選定スケジュールについては、原案のとおりとします。
5	11	第2	3	(1)		入札参加者が備えるべき資格	本年2月に開催された市場調査では、入札公告後に入札参加資格申請の機会を設けて欲しいとの声が多かったようですが、今回の実施方針には、その点についての記載がございませんでした。改めて、この事に関する貴市の見解をお示しください(入札公告時ではコンソーシアム組成の都合上遅いため、今回の回答でお願いいたします。)。民間事業者の参加機会を幅広く設定頂きたく、前向きなご検討をお願いいたします。	入札公告前に、本事業への参加に係る入札参加資格申請の機会を設ける予定です。詳細については、市ホームページにてお示しする予定です。
6	12	第2	3	(1)	ウ	入札参加者の参加資格要件(業務別)	御市ホームページに公表されておりますサウンディング型市場調査の結果の概要で「入札公告後に本事業のみを対象とした入札参加資格申請の機会を希望する声が多くありました」とありますが、今後、本件入札に係る参加資格申請の機会を設けていただけるとの認識でよろしいでしょうか。なお、コンソーシアム組成や本事業への参画検討のため、実施方針に関する質問への回答いただく段階で方針についてお示しただきたく存じます。	No.5の回答を参照してください。

■実施方針意見一覧

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	意見内容	回答
7	12	第2	3	(1)	ウ	入札参加者の参加資格要件(業務別)	本年2月実施のサウンディングで「入札公告後に入札参加資格申請の機会を設けてほしい」との声が多かったと認識しておりますが、今後、本件入札に係る参加資格申請の受付をいただけますようお願い申し上げます。なお、コンソーシアム組成を含め本事業への参画検討のため、実施方針に関する質問への回答いただく段階で、ご対応方針についてお示しいただけますようお願い致します。	No.5の回答を参照してください。
8	12	第2	3	(1)	ウ	入札参加者の参加資格要件(業務別)	草津市の競争参加資格者名簿について、工事とコンサルの名簿は開示されていますが、ビルメンテナンス、保安警備等は開示されていません。ビルメンテナンス、保安警備等の登録業者名簿の開示をお願いします。	ビルメンテナンス、保安警備等の登録業者名簿は原則公開しておりません。
9	20	第3	3	(2)		モニタリング結果についての対応	要求水準を満たしていない場合、市は、改善勧告、サービス購入料の減額、契約解除のいずれかの手段を選択し、行使できるとなっていますが、まずは改善勧告を選択するようしていただきますようお願いいたします。	御意見として承ります。
10	21	第4	1			立地条件	※1、※2にある県有地の用地取得の手続きについて、想定スケジュールをお示しいただきたく存じます。	スケジュールに関して、市において、事業の進捗に影響が無いよう、事業用地を所有・管理する滋賀県と調整を行います。
11	21	第4	1			立地条件	※1、※2にある県有地の用地取得の手続きについて、想定スケジュールをお示しいただけますようお願い致します。	No.10の回答を参照してください。
12	22	第4	2	(1)		施設構成	飛込プールと25mの整備に関し、兼用または各々単独整備の判断は事業者側の提案とされています。しかし、本件プール整備事業において、プールというのは整備の骨格でありますから、その骨格の要求水準が統一されないことには大変な違和感があります。ダブルスタンダードの要求水準では応募する事業者のリスクも高く、事業検討も2つのパターンで行わざるを得ないことから提案経費も嵩みます。発注者となる貴市の方向性を入札公告までには絞り込み頂けないでしょうか。	平成30年11月に施設整備の方向性を定めた「(仮称)草津市立プール整備基本計画」では、屋内50mプールおよび飛込兼用屋内25mプールの整備としております。一方、当該基本計画を策定するに当たって募集したパブリックコメントにおいて、飛込プールと屋内25mプールをそれぞれ単独で整備する提案があり、民間のノウハウ等の発揮を期待するPFI事業として実施するに当たり、事業者からの提案の余地を残したものです。現時点における市の方針としては、国内基準飛込みプール以上、公称25m国内基準競泳プール以上を整備することを要求水準としており、プールの形態については事業者の提案に委ねます。
13	22	第4	2	(1)		施設構成	飛込みプール・25mプールについて、兼用かそれぞれ単独で整備するかが事業者側の提案とされていますが、本事業においてプールの整備方針は事業の骨格であるため、御市にて方針をお示しいただきたく存じます。原案では時間・提案経費ともに事業者側に大きな負担となり、事業参画検討のハードルが高くなってしまいます。入札公告時までの可能な限り早い時期に御市の方針をお示しいただきたく存じます。	No.12の回答を参照してください。

■実施方針意見一覧

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	意見内容	回答
14	22	第4	2	(1)		施設構成	飛込みプールと25mプールについて、兼用かそれぞれ単独で整備するか の判断が事業者側の提案とされていますが、本事業においてプールの 整備方針は事業の骨格であるため、貴市にて方針をお示しいただけま すようお願い申し上げます。 原案では事業検討に際し、時間・提案経費ともに事業者側に大きな負担 となり事業参画検討のハードルが高くなってしまいます。入札公告時迄 (可能な限り早期)に貴市の方針をお示しいただけますようお願い致しま す。	No.12の回答を参照してください。
15	22	第4	2	(1)		施設構成	飛込みプール・25mプールについて、兼用かそれぞれ単独で整備するか が事業者側の提案とされていますが、入札金額の積算条件が大きく異 なります。提案審査、価格審査方法についてご教示ください。入札公告 時まで御市の方針をお示しいただきたく存じます。	審査方法については、入札公告時に示します。
16	22	第4	2	(1)		施設構成	飛込みプールと25mプールについて、兼用かそれぞれ単独で整備するか の判断が事業者側の提案とされていますが、入札金額の積算条件が大 きく異なります。公平な審査を希望しますため、あらかじめ提案審査、価 格審査方法についてご教示いただけますようお願い致します。 なお、提案側としましては入札公告時迄の貴市による方針を定めて公表 いただきたく存じます。	審査方法については、入札公告時に示します。
17	23	第6	1	(1)		モニタリ ング結果に基 づく是正措 置等	要求水準を満たしていない場合、市は、改善勧告又はサービス購入料 の減額をすることができるとなっていますが、まずは改善勧告を選択す るようしていただきますようご検討をお願いいたします。	御意見として承ります。
18	26	別紙1	リスク 分担表 (案)				事業契約書(案)が添付されていないため、リスクの内容を読み取ること が出来ません。公告前に(案)のご提示をしていただけないでしょうか。	事業契約書(案)については、入札公告時に示します。
19	26	別紙1	リスク 分担表 (案)		共通	契約締結	市の事由により契約が結べない場合と事業者の事由により契約が結べ ない場合を明確にリスク分担しておりますので、議会の事由による場合 を想定する必要はないかと存じます。 議会の事由による場合を想定するのであれば、民間事業者にとって、議 会の判断等による方針転換などは予測不可能なことであり、リスクが大 きいため、リスク負担者は市として頂きたいと存じます。	議会の事由により契約が結べない場合のリスクは、市、事業者いずれの 責任でもない場合を想定しますので、市と事業者それぞれが負担するこ ととします。
20	26	別紙1	リスク 分担表 (案)		共通	周辺住民あ るいは施設 利用者への 対応	一般的に周辺住民への対応は発注者負担が通常であると考えますの で、リスクの負担者の変更をご検討をお願いいたします。	原案のとおりとします。
21	26	別紙1	リスク 分担表 (案)		共通	法令等変更	一般的に法令等変更に関するリスクは、発注者負担が通常であると考え ますので、リスクの負担者の変更をご検討をお願いいたします。	原案のとおりとします。
22	27	別紙1	リスク 分担表 (案)		共通	地盤沈下	公共工事標準請負契約約款では、事業者が善管注意義務を果たしても 避けることができない地盤沈下は、発注者負担となっているため、本件 事業においても市の負担としてご検討をお願いいたします。	要求水準書(案)「第6-3当事者の責めに帰すことのできない事由により 事業の継続が困難となった場合」を準用します。

■要求水準書(案)質問一覧

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
1	4	第1	6	(1) (2)		事業期間	事業者努力により、整備期間を令和5年7月末日より前倒しで完了し、共用開始を8月1日以前に行い、プレオープン営業することは要求水準未達となるでしょうか。早期オープンは市民、事業者にもメリットが多いにあると思われます。	スケジュールの前倒し提案については、要求水準の未達にはなりません。
2	12	第1	13	(3)		市および関係者との調整	意見交換により、市から事業者へ設計工事変更要請があった場合は市のリスクとして考えてよろしいでしょうか。	意見交換および変更要請の内容によって判断することになるため、市と事業者にて協議することとします。
3	12	第1	13	(4)		周辺住民との調整	リスク分担で御市の負担に係る周辺住民等との調整については、御市として説明や意見交換が行われるという認識でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
4	12	第1	13	(6)		会計検査受検の対応	「…、受検時は検査資料の作成、検査への同席・技術的助言、関連事業者との調整を行うこと。」との記載がありますが、設計段階及び施工段階において、どの程度の対応(資料の作成等)が必要となるのでしょうか。また、関連業者についてご教示ください。	前段については、会計検査に必要な対応のボリュームは現時点では想定できませんが、事業者の実施する設計・建設の内容に基づくものであり、対応をお願いします。 後段については、関連業者とは、本事業に関わりのある業者を想定しております。
5	12	第1	13	(6)		会計検査受検の対応	予定されている補助金はどの補助金かご教示いただくことは可能でしょうか。	国庫補助として社会資本整備総合交付金の活用を想定しております。
6	13	第2	1	(1)	ア	立地条件	日影規制など、計画地の周辺の都市計画変更による変更後の周辺の用途規制についてもご教示ください。	周辺の都市計画変更等について、当該整備計画地と合わせて検討中であるため、可能な限り早期の段階で市ホームページ等にてお示しする予定です。
7	13	第2	1	(1)	イ	インフラ整備状況と整備条件	各種インフラにおける接続工事等における負担は事業者となりますが、工事とは別に接続や設置に伴う、負担金・分担金等が発生した場合は、事業者負担でしょうか、本施設の所有者となる草津市様の負担になるのでしょうか。	負担金・分担金等が発生した場合は事業者の負担となります。
8	13	第2	1	(1)	イ	インフラ整備状況と整備条件	「事業者は…提案する施設内容にあわせて各インフラ管理者と協議を行い、事業者の負担において接続工事等を行うこと。」との記載がありますが、本事業に関する関係協議機関等をご教示ください。	関係協議機関等は次のとおりです。 【道路】滋賀県南部土木事務所管理調整課、草津市プール整備事業推進室 【上水道・下水道】草津市給排水課 【農業用水】草津用水土地改良区 【雨水・消防水利】要求水準書(案)に示すとおり 【その他】事業者の計画に応じて適宜
9	14	第2	1	(1)	イ	上水道	水道新設負担金は、草津市様のご負担と考えてよろしいでしょうか。	事業者の負担として事業費に含め、提案してください。
10	14	第2	1	(1)	イ	上水道	プールへの井水利用提案は可能でしょうか。	井水利用提案については可能です。 ただし、地盤沈下や近隣への影響等に係るリスクは事業者の負担となります。

■要求水準書(案)質問一覧

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
11	14	第2	1	(1)	イ	下水道	下水道受益者負担金・分担金における受益者は、草津市様との認識でよろしいでしょうか。	No.7の回答を参照してください。
12	14	第2	1	(1)	イ	農業用水	移設を予定されています農業用水の分水樹、既設管等は、整備計画地内に敷設されているため、本事業の施設整備計画に与える影響は大きいと考えられます。早期の移設条件をお示しいただけますでしょうか。	10月上旬の公表を予定しております。
13	14	第2	1	(1)	イ	消防水利	既存の防火水槽位置をご教示ください。	「別紙2 インフラ整備状況参考図」を参照してください。
14	14	第2	1	(1)	ウ	事業区域の概況	「プール整備計画地の一部は、現在、建築物、工作物等が設けられているが、全て撤去される予定である」と記載ございます。撤去の仕様・撤去後の状態をご教示願います。(地盤レベル、地盤の転圧状況、表層の仕様(砕石敷の有無)、杭の撤去の有無、杭撤去後の埋戻しの仕様、解体に伴う山留の有無、山留残置の有無とその仕様、敷地の囲い、沈砂池の有無、素掘り側溝の有無、給排水の引き込みの状態など)	撤去の仕様・撤去後の状態に関して、行政財産使用許可を受けた者等と調整中です。
15	14	第2	1	(1)	ウ	事業区域の概況	「プール整備計画地の一部は、現在、建築物、工作物等が設けられているが、全て撤去される予定である」と記載ございます。現在の建築物、工作物等の設置される以前に、建築物、工作物等、道路や護岸・擁壁等の有無と、その撤去状況について、ご教示願います。	No.14の回答を参照してください。
16	14	第2	1	(1)	ウ	事業区域の概況	撤去後は現状地盤面レベルに砕石敷き均し程度で受け渡し頂けると理解してよろしいでしょうか。 また、防球ネット支柱の基礎等も撤去されると理解してよろしいでしょうか。	No.14の回答を参照してください。
17	15	第2	1	(1)	エキ	地盤状況測量	参加資格者のうち希望する者に「資料2地質調査結果」のデータを配布するとありますが、参加資格申請後では、提案対応が間に合わないため、現段階でデータ提供について申請のうえ配布いただけないでしょうか。「資料3 測量調査成果」についても同様に事前のご提供をお願い致します。	質問回答の段階でデータ提供の案内をします。 提供方法は、事前予約制とし、CD-RもしくはDVD-Rを貸与します。
18	15	第2	1	(1)	オ	埋蔵文化財	工事中に埋蔵文化財と思われるものを発見した場合、それによる工事遅延、及びそれにより予期できない費用が発生した場合は「予測できない用地の瑕疵」として、市のご理解とご負担をいただけたらと考えてよろしいでしょうか	御理解のとおりです。
19	15	第2	1	(1)	カ	土壌調査	履歴調査は実施済みでしょうか	履歴調査は行っておりません。

■要求水準書(案)質問一覧

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答	
20	15	第2	1	(1)	カ	土壌調査	事業区域についての、土壌汚染の有無について、記載がございません。本件事業区域での、土壌調査・分析が実施され、農薬や自然由来を含め、土壌汚染は無いと考えてよろしいでしょうか。土壌汚染は無いと判断されている場合は、当該地歴調査結果を開示願います。	土壌調査・分析は行っておりませんが、事業区域の土地利用の状況により、事業区域内において土壌汚染の可能性は低いと考えられます。	
21	15	第2	1	(1)	カ	土壌調査	事業区域についての、土壌汚染の有無について、記載がございません。地歴調査のみ実施され、土壌採取調査・分析がなされていない場合は、掘削土の搬出先の要請により土壌の特定有害物質等を調査分析することになります。その場合、自然由来等の土壌汚染を検出する場合がございます。その際は、リスク分担表における用地瑕疵として市が負担すると考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。	
22	15	第2	1	(1)	カ	土壌調査	市において土壌汚染調査は済んでいますか。調査済の場合、その報告書はいただけますでしょうか。ご教示下さい。	土壌調査は行っておりません。	
23	15	第2	1	(1)	カ	土壌調査	土壌調査により予期できない汚染土が発生した場合、その対策のための工事遅延、及びそれにより予期できない費用が発生した場合は「予期できない用地の瑕疵」として、市のご理解とご負担をいただけたらと考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。	
24	15	第2	1	(1)	キ	測量	「資料3 測量調査成果」のデータはいつ配布いただけますでしょうか。	質問回答の段階でデータ提供の案内をします。提供方法は、事前予約制とし、CD-RもしくはDVD-Rを貸与します。	
25	16	第2	1	(2)	ア	施設構成	プール棟の延床面積合計13,500㎡程度とありますが、提案による増減はどの程度認められるかご教示ください(±10%程度等)。	13,500㎡を目安とし、全ての要求水準を満足した上で、事業者の提案に委ねます。	
26	17	第2	1	(2)	エ	プールの公認取得	プールの公認取得について、国スポ・障スポ開催までに手続を完了するという考え方でよろしいでしょうか。	開業準備業務として、本施設の引渡しまでに、公認取得手続を完了してください。	
27	18	第2	2	(1)	ア	(ウ)	配置・外部動線	「別紙●道路付替設計図書を参考に計画すること」とありますが、当該図書は入札公告時に公表予定となっており、入札公告後では、提案プランへの反映が間に合わないため、なるべく早い段階での公表についてご検討いただけないでしょうか。	10月上旬の公表を予定しております。
28	18	第2	2	(1)	ア	(ウ)	配置・外部動線	P.18では整備計画地への「出入口」、P.48では西側乗入れ部は「入口専用」、別紙5では西側:「入口(予定)」東側:「出口(予定)」とそれぞれ表記が異なります。要求水準を読み解くと、西側は入口専用(1箇所)で位置は別紙5のとおりで変更不可、東側は出入口兼用可(複数設置も可)で位置も調整可能ということで宜しいでしょうか。また、その場合、西側から進入した車両は東側に通り抜けるしかないということでしょうか。	御理解のとおりです。なお、原案については、予定であるため、関係機関等との協議により詳細を決定してください。ただし、プール整備計画地の乗入れ部の箇所数については、1路線1か所とし、駐車場整備計画地の乗入れ部の箇所数については、市道西大路4号線から1か所としてください。

■要求水準書(案)質問一覧

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答	
29	18	第2	2	(1)	ア	(ウ)	配置・外部動線	西側車両出入口は1箇所のみしか設けてはいけませんか。また西側出入口の位置を変更できない理由をご教示ください。	プール整備計画地の西側乗入れ部の箇所数については、1か所としてください。 プール整備計画地の西側乗入れ部の位置については、予定であるため、関係機関等との協議により詳細を決定してください。
30	18	第2	2	(1)	ア	(ウ)	配置・外部動線	ただし書きの西側出入口の位置を変更できない理由についてご教示ください。	No.28の回答を参照してください。
31	19	第2	2	(1)	ウ	(イ)	景観	(イ)記載の「資料1 野村公園体育館設計成果」はいつ配布いただけますでしょうか。ご教示下さい。	質問回答の段階でデータ提供の案内をします。 提供方法は、事前予約制とし、CD-RもしくはDVD-Rを貸与します。
32	19	第2	2	(1)	ウ	(エ)	景観	景観アドバイザー制度は草津市で定められているようであれば内容についてご教示ください。	景観アドバイザー制度は、建築物の建築等において、景観と調和した形態・意匠等について各分野に秀でた専門家の指導助言に基づき検討することで、良好な景観形成を図るものです。 なお、手続きの詳細については、草津市都市計画部都市計画課景観係までお問合せください。
33	19	第2	2	(1)	エ	(オ)	環境	「周辺施設や周辺住民等への影響の恐れのある騒音・振動、風害及び公害等の軽減を踏まえた適切な施設計画により・・・」との記載がありますが、本プールの開館時間(9時から21時)を超える提案を行う場合、早朝及び夜間時の制限等はございますでしょうか。ご教示下さい。	事業者は、市の承諾を得て予定している開館時間(午前9時から午後9時)を超えて開館することができますが、周辺住民の理解および「環境に関する要求水準」を満たすことが前提です。
34	21	第2	2	(1)	キ	(キ)	災害時または緊急時等対策	(キ)cの災害時、帰宅困難者の一時滞在施設及び広域避難所としての位置付けを想定とありますが、事前に備蓄すべき物品は市で用意するとの理解でよいか、ご教示下さい。また、備蓄倉庫(大きさも含め)は施設計画で考慮すべきか、ご教示下さい。	要求水準書(案)「第2-2-(3)-オ-6)」に示すとおりです。
35	21	第2	2	(1)	キ	(キ)	災害時または緊急時等対策	(キ)dの災害時プール水を利用するとありますが、どのような利用の仕方をするのか、利用するための設備は何が必要か必要な物品は誰が用意するのか、ご教示下さい。	火災時の消火用水や災害時のトイレ用水等の雑用水として利用することを想定しております。その他の利用方法については、事業者の提案に委ねます。 必要な設備や物品については、提案内容に応じて事業者で対応してください。
36	24	第2	2	(3)	ア		共通事項	屋内プールの有効高さや各諸室の面積要求があればご教示ください。	要求水準を満足した上で、屋内プールの有効高さや各諸室の面積については、事業者の提案に委ねます。
37	24	第2	2	(3)	ア		共通事項	各諸室の面積および室数の設定は事業者の提案によるものと考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
38	24	第2	2	(3)	ア		共通事項	「使用用途に応じて室の出入口は2ヶ所以上とすること。また、扉は引き戸を原則とし、ドアクローザはストップ装置付きとすること。」とありますが、場所によっては使い勝手を優先し、出入口を1ヶ所としたり開き扉とすることは可能でしょうか。	可能です。

■要求水準書(案)質問一覧

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
39	24	第2	2	(3)	ア	共通事項	「使用用途に応じて室の出入口は2か所以上とすること。」とありますが、この表現ではすべての室に2か所以上必要とも読めます。2か所以上必要な室をご教示ください。	使用用途に応じて、出入口を1か所とすることは可能です。出入口を2か所以上設ける室については、運営・維持管理面を考慮した事業者の提案に委ねます。
40	24	第2	2	(3)	ア	共通事項	「使用用途に応じて室の出入口は2か所以上とすること」と記載がありますが、間口が狭い小規模の諸室については出入口1か所としてもよろしいでしょうか。	No.39の回答を参照してください。
41	24	第2	2	(3)	ア	共通事項	「扉は引き戸を原則とし、ドアクローザはストップ装置付きとすること。」とありますが、建築基準法上ストップ付が不可な箇所や遮音が必要な室は除外するとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
42	24	第2	2	(3)	イ	プール施設	本年2月のサウンディングでは、プール2面での競技同時開催対応として、可動間仕切り・仮設間仕切り・別室の整備等についての確認があったと思いますが、この件についての方針はどのようになりましたでしょうか。お示しいただけますようお願い致します。	日本水泳連盟とプール整備に係る協議を行ったところ、「2つのプールを仕切る壁が設置されない場合、多少の支障は出るかもしれないが、やむを得ないものと考えることから、壁の有無にかかわらず、水球と飛込を同時進行で開催することについて了解する」との回答を得ており、大会の開催を考慮した間仕切りの設置は不要です。 なお、国スポ・障スポにかかわらず、その後の運営等を考慮して、間仕切り・別室の整備等については事業者の提案に委ねます。
43	24	第2	2	(3)	イ	プール施設	本年2月に開催された市場調査にて、2つのプールを「同一空間とし間仕切り設置するケース」と「別室とするケース」についてご質問を受けました。これにつきましては、どのような方針となりましたでしょうか。要求水準案に記載が無く、また、コストへの影響が大きいことから、ご教示ください。	No.42の回答を参照してください。
44	24	第2	2	(3)	イ	プール施設	今年2月のサウンディング型市場調査の意見で、50mと飛込みプールで競技を同時開催するため、仮設間仕切り壁や可動間仕切り、別室での整備等について確認がありましたが、その後の草津市の方針をご教示ください。	No.42の回答を参照してください。
45	24	第2	2	(3)	イ	プール施設	今年2月頃に行われたサウンディングにおいて50mプールと飛込兼25mプールにおける競技を同時開催する時の対応策として、仮設間仕切りや可動間仕切り、またはそれぞれを別室に整備するなどの意見があったようですが、その後の市の方針をご提示いただけないでしょうか。	No.42の回答を参照してください。
46	24	第2	2	(3)	イ	プール施設	今年2月に実施されたサウンディング型市場調査の結果を拝見し、二つのプールでの競技同時開催に対応するための方法として、①仮設間仕切り②可動間仕切り③別室④別棟整備についての確認があったようですが、その後、本事業での貴市の方針についてご教示いただけますようお願いいたします。	No.42の回答を参照してください。
47	24	第2	2	(3)	イ	プール施設	サウンディング時に意見のあったプールの仕様(仮設間仕切り、可動間仕切り、別室整備)について、その後の、市の方針についてお示しください。	No.42の回答を参照してください。

■要求水準書(案)質問一覧

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答	
48	24	第2	2	(3)	イ	プール施設	本年2月実施のサウンディングで、二つのプールでの競技同時開催に対応するため、仮設間仕切り、可動間仕切り、別室整備等について確認がございましたが、その後、本事業での貴市の方針についてお示しいただけないでしょうか。	No.42の回答を参照してください。	
49	24	第2	2	(3)	イ	プール施設	サウンディング型市場調査で、二つのプールでの競技同時開催に対応するため、仮設間仕切り・可動間仕切り・別室整備等について確認があり、結果の概要でも公表されていますが、御市の方針についてお示しいただきたく存じます。	No.42の回答を参照してください。	
50	24	第2	2	(3)	イ	1)	屋内50mプール	(ア)にて分割利用するための可動壁を設置することと記載がございますが、可動壁の天端幅や駆動方式は事業者提案によるものとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。その後の運用方法等に応じた事業者の提案に委ねます。 なお、停電時や故障等の不具合発生時に安全を確保するための対策を講じられる仕様としてください。
51	24	第2	2	(3)	イ	1)	屋内50mプール	50mプールを2分割して25mプールとして2面とも国内一般プール・AA以上の公認を取得するのか、ご教示下さい。	2面とも国内一般プール・AA以上の公認を取得してください。
52	25	第2	2	(3)	イ	2)	飛込兼用屋内25mプール	「〇飛込兼用としない場合」の欄に、飛込プールと屋内25mプールそれぞれの要求水準が記載されていますが、この場合は飛込、25m共に可動床を設置する必要は無いという認識で宜しいでしょうか。 また、屋内25mプールの水深が記載されておりませんので、水深の要求水準をご教示ください。 (プール公認規則上では、25m一般プールの場合は水深1.0mでも公認は取れますが、1.35m以上を推奨されています)	飛込兼用としない場合の可動床の設置については、事業者の提案に委ねます。 また、屋内25mプールの水深については、要求水準書(案)「第2-2-(3)-イ-2)」において、飛込兼用としない場合の屋内25mプールは、「スタート台とターンボード(取り外し式)を設置すること。」としており、公認プール施設要領(日本水泳連盟)において、スタート台使用の場合は、端壁前方6mまでの水深は1.35m以上とすることが示されていることを踏まえた上で、事業者の提案に委ねます。
53	25	第2	2	(3)	イ	2)	飛込兼用屋内25mプール	飛込兼用としない場合、飛込プールは固定式の床でも可との理解でよろしいでしょうか。また、屋内25mプールの水深は事業者の提案に委ねるとの理解でよろしいでしょうか。	No.52の回答を参照してください。
54	25	第2	2	(3)	イ	2)	飛込兼用屋内25mプール	25mプールと飛込プールを兼用としない場合、飛込プールは可動床でなくても良いとの理解でよろしいでしょうか。ご教示下さい。	御理解のとおりです。飛込兼用としない場合の可動床の設置については、事業者の提案に委ねます。
55	25	第2	2	(3)	イ	2)	飛込兼用屋内25mプール	別紙6に飛込プール参考図がありますが、温浴槽の位置や関連設備のレイアウトも含めて、飛込台のレイアウトを提案させていただくことは可能でしょうか。	可能です。要求水準を満足した上で、事業者の提案に委ねます。
56	25	第2	2	(3)	イ	2)	飛込兼用屋内25mプール	飛込プール、25mプールそれぞれ単独で整備する場合、固定床で想定されているのでしょうか。25mプールを固定床で想定されている場合の水深の設定や一般開放はどのようなお考えかご教示ください。	No.52の回答を参照してください。 また、固定床を想定した場合の水深の設定や一般開放については、プールフロアの活用や水深の調整等が想定されますが、利用者の利用形態等に応じて、事業者の提案に委ねます。

■要求水準書(案)質問一覧

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答	
57	25	第2	2	(3)	イ	3)	観客席	「屋内50mプールには、2,500人以上の収容能力(固定席は1,250席以上)を確保すること。」とありますが、屋内50mプールと飛込兼用屋内25mプールで併せて2500人以上収容という認識で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
58	26	第2	2	(3)	イ	5)	プールサイド	「屋内50mプールは、長辺方向1辺以上に幅10m以上確保すること。」とありますが、それ以外のプールサイドの寸法規定は公認規則以外には無いということで宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
59	26	第2	2	(3)	イ	5)	プールサイド	「構造はプール回りの配管が点検できるオープンデッキ式とすること」とありますが、配管の点検が可能な同等性能であれば、構造は事業者提案によるとして宜しいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
60	26	第2	2	(3)	イ	5)	プールサイド	オープンデッキ式とはどのような形状を意味しますか具体的にご教示願います。	プール回りの配管が点検できる形状として、建築物の構造と一体となったスラブを利用してプールサイドを造る方法(スラブデッキ式)や、鉄骨架台でプールサイドを造る方法(鉄骨スラブ式)を想定しております。
61	27	第2	2	(3)	イ	13)	会議室	「他の諸室との兼用も可とする」と記載がありますが、具体的に兼用しても良い諸室をご提示願います。	兼用可能な室については、選手控室、審判控室、役員控室、記者室を想定しておりますが、要求水準を満足した上で、事業者の提案に委ねます。
62	28	第2	2	(3)	ウ	2)	更衣室	「床面をドライに保つことができる機能」とは具体的にどのようなものを想定しておりますでしょうか。	水たまりができず滑りにくい仕様とし、安全かつ衛生的に利用できる状態を有するものを想定しております。
63	28	第2	2	(3)	ウ	2)	更衣室	200個以上のロッカーを設置とありますが、200個とは200人分のロッカーを設けるとの理解でよろしいでしょうか。また、ロッカー一人分のサイズは事業者の提案との理解でよろしいでしょうか。	ロッカーの個数については、御理解のとおりです。ロッカーのサイズ等については、「誰もが利用しやすい施設」という本事業の基本方針を踏まえた上で、事業者の提案に委ねます。
64	28	第2	2	(3)	ウ	2)	更衣室	男女更衣室に設置するロッカーのサイズ・バリエーションをご提示願います。	ロッカーのサイズ等については、「誰もが利用しやすい施設」という本事業の基本方針を踏まえた上で、事業者の提案に委ねます。
65	28	第2	2	(3)	ウ	2)	更衣室	ロッカーサイズは事業者提案によることでよろしいでしょうか。	No.64の回答を参照してください。
66	28	第2	2	(3)	ウ	3)	多目的更衣室	多目的トイレを2か所以上に設けることとありますが、P31 11)多目的トイレの(ア)に記載の各階に2か所以上設置することと同じことを指していると考えてよろしいでしょうか。	要求水準書(案)「第2-2-(3)-エ-11)多目的トイレ」とは別途として、多目的更衣室から直接アクセス可能な多目的トイレを設けることを意図しております。
67	29	第2	2	(3)	ウ	8)	飛込ドライランド	日水連との協議は落札後とし、提案書からの変更は市のリスクと理解してよろしいでしょうか。	公認プール施設要領を参照し、日本水泳連盟との協議が了となる内容を想定して、提案書からの変更が生じないよう、提案してください。

■要求水準書(案)質問一覧

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答	
68	30	第2	2	(3)	エ	1) 5) 受付・事務室 中央監視室	事務室・中央監視室において、それぞれ「流し台を設置すること」とありますが、事務室と中央監視室を一体的に計画する場合は兼用可能と考えて宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。	
69	32	第2	2	(3)	オ	1)	駐車場・駐輪場	「車いす優先区画と思いやり区画をプール棟等にアクセスしやすい位置に設けること。」とありますが、それぞれ要求台数があればご教示ください。	車いす優先区画の台数については、「草津市開発事業の手引き」に基づき、4台以上設けてください。 思いやり区画の台数については、事業者の提案に委ねます。
70	32	第2	2	(3)	オ	1)	駐車場・駐輪場	通常時に利用する自転車の駐輪場には屋根を設置し、大会時等の利用者が集中する場合に設置する駐輪場は屋根なしとしてもよろしいでしょうか。	可能です。
71	32	第2	2	(3)	オ	1)	駐車場・駐輪場	関係者用駐車スペースとは利用者用200台と別途確保必要でしょうか。また何台必要でしょうか。	関係者用駐車スペースは利用者用200台と別途とします。 台数については、事業者の提案に委ねます。
72	32	第2	2	(3)	オ	1)	駐車場・駐輪場	原動機付自転車及び自動二輪の駐車は無料利用でよろしいでしょうか。	原動機付自転車および自動二輪の駐車場の料金設定については、事業者の提案に委ねます。
73	32	第2	2	(3)	オ	1)	駐車場・駐輪場	原動機付自転車及び自動二輪車駐輪場の有料、無料の考え方は事業者提案によるとして宜しいでしょうか。	No.72の回答を参照してください。
74	32	第2	2	(3)	オ	2)	外灯	敷地周囲の防犯を考慮した配置も必要でしょうか。またLED採用等の条件はないでしょうか。	外灯については、敷地周囲の防犯や通行の安全を考慮した配置も検討してください。 LED採用等の条件については、要求水準書(案)「第2-2-(5)-イ-(ア)」において、高効率型器具、省エネルギー型器具(LED照明等)の採用を原則としております。
75	33	第2	2	(3)	オ	6)	備蓄倉庫	備蓄倉庫はプール棟と分けて計画する必要があるのでしょうか。	備蓄倉庫は、プール棟と別途の整備を想定しております。
76	33	第2	2	(4)	ア		耐震安全性	表で示す構造安全性の分類などの分類適用はプール棟に該当し、自由提案施設の別棟、ごみ置き場、駐輪場屋根等は事業者の提案によることでよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
77	34	第2	2	(5)	エ オ		電力貯蔵設備 自家発電設備	蓄電池及び非常用発電機の非常時対応設備・機器の範囲と対応可能期間について想定される条件がありましたらご教示ください。	設備機器の範囲は消防用設備および避難所の機能を3日間維持可能な範囲としてください。
78	35	第2	2	(5)	コ	(イ)	情報表示設備	「前面道路」とは県道下笠大路井線を指し、電光表示装置等は1ヶ所以上設置が要求水準と理解してよろしいでしょうか。	「前面道路」については、西側の県道下笠大路井線を指します。 電光表示装置等については、御理解のとおりです。

■要求水準書(案)質問一覧

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
79	36	第2	2	(5)	チ	(イ) (エ)	防犯管理設備 防犯設備の監視カメラや警報呼出表示、モニターなどは警備会社とのリース契約によるものでもよろしいでしょうか。	リース契約によることも可とします。要求水準書(案)「第3-2-(2)-エ-(ウ)」と同様の扱いとします。
80	39	第2	2	(6)	イ	(カ)	衛生器具設備 「トイレの各ブースには擬音装置を設けること」と記載がありますが、設置は女性トイレのみと考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
81	43	第3	2	(1)	ア	(オ)	基本設計図書 パース(4面)、透視図(2面)、鳥瞰図(2枚)とありますが、パースは内観パース、透視図はアイレベルのパースと考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
82	44	第3	2	(1)	ア	(オ)	実施設計図書 計画通知図書とありますがBTOでありますので、SPC事業者＝建築主による「確認申請書」と理解してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
83	44	第3	2	(1)	ア	(オ)	実施設計図書 計画通知図書とありますが、計画通知図書または確認申請図書と読み替えて宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
84	47	第3	2	(1)	ア	(オ)	実施設計図書 建築物総合環境性能評価システム(CASBEE新築)評価書との記載があります、目標とされるランクはございますでしょうか。ご教示下さい。	B+以上が望ましいと考えます。目標ランクは事業者の提案に委ねます。
85	48	第3	2	(1)	イ	(イ)	設計業務 西側の農業用分水柵の詳細な図面と、それに接続されるHP管の管底レベルが分かる資料をご提供ください。配置平面計画に大きく影響が出ると恐れ、入札後の敷地高低測量後では計画に大きな影響を及ぼすと思われれます。	質問回答の段階でデータ提供の案内をします。
86	48	第3	2	(1)	イ	(イ)	設計業務 「プール整備計画地と駐車場整備計画地間における利用者の動線は、原則、市道西大路4号線を横断しないように立体構造とし、プール棟と接続すること。」とありますが、プール棟のデッキレベルに接続するという認識で宜しいでしょうか。また、接続位置(道路横断位置)に制約があればご教示ください。	接続については、御理解のとおりです。道路横断位置については、特に制約はありませんが、利用者の利便性、安全性に配慮してください。
87	48	第3	2	(1)	イ	(イ)	設計業務 「市道西大路4号線を横断しないように立体構造とし、プール棟と接続すること。」とありますが、市道上部に陸橋をかけるとの意味合いでしょうか。許可など事前に協議済とのことでしょうか。また、「動線の詳細は関係機関等との協議により決定すること。」となりますが、PFI提案までに関係機関との協議が可能とのことでしょうか。	接続については、御理解のとおりです。許可等については、提案される立体構造により協議内容が異なるため、事前協議を行っておりません。PFI提案までの関係機関との協議については、市を通じた日程調整の上、行うことが可能です。

■要求水準書(案)質問一覧

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答	
88	48	第3	2	(1)	イ	(イ)	設計業務	「立体構造」とは市道西大路4号線を跨ぐ道路上に「道路占有橋」を設置することを指すのでしょうか。 駐車場側敷地側の道路占有橋との高低差アプローチ方法や階数、幅員、構造などは事業者の提案によることでよろしいでしょうか。 また、プール棟への接続レベル(階数)も事業者提案でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
89	48	第3	2	(1)	イ	(イ)	設計業務	「プール整備計画地と駐車場整備計画地間における利用者の動線は、原則、市道西大路4号線を横断しないように立体構造とし、プール棟と接続すること。」とありますが、「原則」となっておりますので、運用面等で安全性を確保できれば、立体構造とする必要はないと考えて宜しいでしょうか。	動線の詳細については、関係機関等との協議により決定してください。
90	48	第3	2	(1)	イ	(イ)	設計業務	(イ)cに「北側墓地(渋川霊園墓地)への動線確保のための空地を設けること」とありますが、どのような経路の空地を設ける必要がありますか。 必要とされる位置をご明示ください。 また、そのようになった経緯は何でしょうか。 併せて、この空地内において生じる事象について、確保される空地が本事業に供される部分と明快に区分されている環境を構築することにより、事業者はその責を免ぜられるものとして理解してよろしいでしょうか。	※要求水準書(案)「第3-2-(1)-イ」の「北側墓地(渋川霊園墓地)」を「北側墓地(大路井山中墓地)」に修正いたします。 空地の位置については、「別紙●造成設計図書」にお示しする予定です。 市道西大路4号線から北側墓地(大路井山中墓地)出入り口への参拝者用ルートを維持するために空地を設けるものです。 設置する空地については、プール整備計画地外とすることにより、事業者の責を免ずるものとします。
91	48	第3	2	(1)	イ	(イ)	設計業務	「動線確保のため空地」とは敷地内(区域A)に墓地参拝者用のルートを確保する意味でしょうか。 隣地との高低差もあり、具体的にどの範囲に必要なかお示してください。	御理解のとおりです。 なお、空地の位置については、入札公告時に示します。
92	48	第3	2	(1)	イ	(イ)	設計業務	「整備計画地の乗入れ部の詳細については、関係機関等との協議により決定すること。…」との記載がありますが、関係機関等についてご教示ください。	滋賀県公安委員会、滋賀県南部土木事務所管理調整課および草津市プール整備事業推進室を想定しております。
93	48	第3	2	(1)	イ	(イ)	設計業務	「乗入れ部」とは車両の乗り入れを指すのでしょうか。「入口専用」とありますが、西側乗入れ部には「出口」を設けることはできないことを意味し、駐車場整備計画地への車両出入口位置は事業者提案によることでよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
94	50	第3	2	(2)	イ	(イ)	建設工事 (造成・外構整備等を含む)	(イ)留意事項「f工により周辺に水枯れ等の被害が発生しないように」の記載がございます。事業区域周囲の井戸等の位置・深さ・水位・用途をご教示願います。	個人情報保護の観点から井戸等の位置を示すことはできませんが、事業区域から300m圏内に1箇所の非飲用の井戸があります。

■要求水準書(案)質問一覧

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答	
95	50	第3	2	(2)	イ	(イ)	建設工事(造成・外構整備等を含む)	(イ)留意事項「f工事により周辺に水枯れ等の被害が発生しないように」の記載がございます。事業区域周囲の井戸以外に留意する施設等ございましたら、ご教示願います。	墓地、草津用水等に被害が発生しないように留意してください。
96	51	第3	2	(2)	エ	(ウ)	器具・備品等調達設置業務	(ウ)器具・備品の調達方法について、リース契約による調達を行った場合、事業終了引継ぎ後の備品類の取り扱いは、基本的にはリース契約引継ぎという形でのよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
97	52	第3	2	(2)	エ	(キ)	器具・備品等調達設置業務	(キ)※1リース契約で調達した器具・備品は市に無償譲渡するとして計画する。とありますが事業者が買取った上、市に譲渡するのか、ご教示下さい。	リース契約終了時に事業者の所有となる場合なども想定できることから、事業者の提案したリース契約の内容に応じて、市に無償譲渡できるよう適正に対応してください。
98	52	第3	2	(3)	ア		基本業務	建設工事着手前に提出する理由をご教示ください。	設計業務が完了後、建物の内容が定まった時点において開業準備業務の着手が可能となることが想定されるためです。
99	52	第3	2	(3)	ア		基本業務	(ア)では開業業務着手前に開業準備業務責任者届を市に提出となっており、(イ)bでは設計業務着手前に開業準備業務計画書等として開業準備業務責任者の氏名・所属・保有資格を提出となっております。(ア)の開業準備業務責任者届と(イ)bの提出物の違いについてご教示ください。また、設計業務着手前に開業準備業務責任者の氏名・所属・保有資格の提出を求める理由についてご教示ください。	「設計業務着手前」としているのは誤りであり、開業準備業務計画書等は建設業務着手前(建設工事に着手する前)に提出することとします。
100	53	第3	2	(3)	エ	(ア)	開館式典および内覧会等実施業務	「事業者は、当該式典等を企画提案し」と記載がありますが、式典の内容はどのようなものを想定していますでしょうか。ご教示いただきたくよろしくお願いいたします。	式典の内容については、主賓挨拶、来賓挨拶、来賓紹介、祝電紹介、テープカット、記念撮影等を想定しております。
101	55	第4	1	(2)			業務期間	事業契約締結後速やかに実施することとありますが、事業契約が令和2年6月の予定であることから、6月から着工する必要があると考えて宜しいでしょうか。	着工時期については、全ての要求水準を満足した上で、事業者にて計画してください。
102	55	第4	1	(2)			業務期間	詳細は入札公告時に示すとありますが、入札公告時では、提案検討・積算が間に合わないため、なるべく早い段階での公表についてご検討いただけないでしょうか。	10月上旬の公表を予定しております。
103	55	第4	2	(1)			道路付替業務	道路境界明示業務は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	道路境界明示業務は含みませんが、道路境界明示を行うに当たり必要となる図面等の作成は含みます。
104	56	第4	2	(1)	ウ	(ア)	竣工図書	竣工図書の内「施工図」の提出がありますが、「滋賀県電子納品運用ガイドライン(案)【土木工事編】」には施工図の表記がございません。何を指すのかお示しください。	完成図面を指します。

■要求水準書(案)質問一覧

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答	
105	56	第4	2	(2)	ア	(イ)	基本事項	関係機関協議等を含めて、その設計完了時期をご教示ください。	9月末の設計完了を予定しております。
106	56	第4	2	(2)	ア	(イ)	基本事項	道路付替設計については、市が関係機関との協議を行うとありますが、その完了時期をお示しください。	No.105の回答を参照してください。
107	56	第4	2	(2)	ア	(イ)	基本事項	「別紙● 道路付替設計図書」とありますが、現状ご提示の内容では詳細が不明です。工事費を算定するための根拠となりうる資料をご提示頂けますでしょうか。	工事費算定の参考となる資料として、10月上旬に「別紙● 道路付替設計図書」を公表する予定です。
108	57	第4	2	(2)	イ	(エ)	留意事項	再生可能な廃材とは、どのようなものを想定しているかご教示ください	アスファルト・コンクリート塊を想定しております。
109	57	第4	2	(2)	イ	(カ)	留意事項	現水位は造成計画地盤(EL=96.5m)より約3.5m下になっていますが、水枯れはどのような発生原因を想定されていますでしょうか。	建築根切り等の掘削を想定しております。
110	57	第4	2	(2)	イ	(サ)	留意事項	(サ)工事期間中の仮設駐車場等の台数をご教示願います。また、その対象者の指定及び協議は市での実施と考えて宜しいでしょうか。	市道西大路3号線の隣接住居(5世帯)への仮設駐車場の確保または民間駐車場の賃上げ等を想定しております。必要台数については、事業者が対象となる隣接住居と協議を行った上で、決定してください。
111	57	第4	2	(2)	イ	(サ)	留意事項	近隣住民用に確保する駐車台数の最大値は何台でしょうか。	市道西大路3号線の隣接住居(5世帯)への仮設駐車場の確保または民間駐車場の賃上げ等を想定しております。
112	57	第4	2	(2)	イ	(サ)	留意事項	近隣住民のための仮設駐車場の確保または民間駐車場の借上げ等がありますが、対象住民数等についてご教示ください。	No.111の回答を参照してください。
113	57	第4	2	(2)	イ	(サ)	留意事項	(サ)工事期間中の仮設駐車場等整備が道路付替業務に含まれていますが、本施設の整備業務に含む事が妥当と考えますが、道路付替業務に含むその意図をお示しください。	市道西大路3号線の道路工事に伴い出入りに支障が生じる近隣住居に対して仮設駐車場の確保または民間駐車場の賃上げ等を想定しているためです。
114	60	第5	1	(6)	イ		利用形態の区分(案)	団体利用、事業者専用利用はどちらも「大会時等を除き、合わせて全コース数の半数以下」と記載がありますが、団体利用・事業者専用利用の比率は事業者にて規程してもよいということでしょうか。	御理解のとおりです。 本事業の基本方針を踏まえた提案をしてください。
115	61	第5	1	(7)	ア	(エ)	利用料金の設定	(エ)に「入会金等を徴収し、一定期間、無制限で施設を利用できるような利用形態の導入は認めない」と記載があります。会費制ではなく、回数券や定期券の導入も不可ということでしょうか。スポーツ教室等の受講料については、利用料金とは別であるとの認識でよろしいでしょうか。	回数券の導入は可能ですが、定期券の導入は不可とします。 スポーツ教室等の受講料については、御理解のとおりです。
116	61	第5	1	(7)	ア	(エ)	利用料金の設定	(エ)に「入会金等を徴収し、一定期間、無制限で施設を利用できるような利用形態の導入は認めない」と記載があります。入会金等を徴収しなければ、会員制を導入してもよろしいかご教示ください。	利用者が特定化される会員制は、入会金の徴収の有無に関わらず不可とします。

■要求水準書(案)質問一覧

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
117	61	第5	1	(7)	ア	(オ) 利用料金の設定	(オ)に記載のある「市が優待制度を設ける場合がある。なお、その場合の利用料金相当分については市が実費にて負担する」について、想定している優待制度と具体的な清算方法についてご教示ください。	優待制度等については今後検討する予定です。
118	64	第5	2	(6)		公園台帳の整備	「事業者は、公園台帳を整備し、事業期間終了時までの運営・維持管理状況に応じて更新するとともに、整備、更新を行った公園台帳を市に提出すること。」とあります。公園台帳の整備範囲は、別紙1 整備計画地域図に記載の区域A、B、C、Dという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
119	64 65	第5	2	(8)	アイ	マニュアル等の整備 羅災時の対応	防災の拠点としての機能や役割等及び大規模災害等羅災時の機能や役割等として、市が本施設に想定している内容をご教示ください。	要求水準書(案)「第2-2-(1)-キ-(キ)-c」に記載のとおり、公共交通機関の運行停止等による帰宅困難者を受け入れる一時滞在施設および避難が必要な者を受け入れる広域避難所としての位置付けを想定しております。
120	67	第5	3	(2)	エ	利用料金徴収に関する業務	利用料金の徴収は現金のみという認識でよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
121	69	第5	3	(5)		にぎわい創出業務	「…、YMITアリーナ等の周辺施設や関係団体等との連携によりイベント等や事業者独自の自由提案事業を実施し、本施設のみならず周辺地域や中心市街地のにぎわい創出を図ること。…」との記載がありますが、関係団体等についてご教示ください。	草津市中心市街地活性化協議会や競技団体等を想定しております。
122	73	第5	3	(9)	ウ	駐車料金徴収に関する業務	本施設の利用者に対し1回の施設利用につき駐車料金の割引を行うことを予定している。とありますが、例えば1回につき〇〇円と設定するのか、時間設定で最初の1時間〇〇円以降30分毎に〇〇円等とするのか、お考えをご教示下さい。	近隣類似施設等の利用状況等を勘案した料金設定等の提案について、事業者に委ねます。
123	74	第5	3	(10)		周辺施設、関係団体等連携業務	「隣接するYMITアリーナや草津川跡地公園をはじめとする周辺施設、また草津市中心市街地活性化協議会等の関係団体、関係機関、大学等との連携により、…」との記載がありますが、周辺施設、関係団体、関係機関及び大学等について、ご教示ください。	周辺施設、関係団体、関係機関については、(仮称)草津市立プール整備基本計画を参照してください。 大学等については、市ホームページ「大学・高校との協定」を参照してください。
124	84	第5	4	(9)		修繕・更新業務	本事業では、施設の大規模改修や設備の一斉更新などのいわゆる大規模修繕は含まないという認識で宜しいでしょうか。	本施設が正常に機能するために必要な修繕・更新は、規模の大小に関わらず全て実施してください。
125		別紙1					色分けされた意図に誤解が無いよう、凡例をお示しください。	別紙1を修正します。
126		別紙5					造成高の記載がありますが、計画内容に合わせて造成高を変更するなど、造成工事の内容を調整することは可能でしょうか。また、擁壁の有無など造成工事の詳細が不明ですのでご教示ください。それとも造成の計画自体すべて事業者提案でしょうか。	入札公告時に造成設計図書を示しますが、事業者の提案する内容に合わせて変更することは可能です。

■要求水準書(案)質問一覧

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
127		別紙5					色分けされた意図に誤解が無いよう、凡例をお示ください。	別紙5を修正します。
128		別紙5					現時点での縦断図、横断図、道路構造などの資料もご提示いただけないでしょうか。道路付替工事およびその工程を検証するために必要です。	10月上旬の公表を予定しております。
129		資料一覧	配布資料		資料2	地質調査成果	7月5日公表の要求水準書(案)別紙4ボーリングデータと異なる調査書或いは計画地内の違う地点の調査位置の結果でしょうか。	「別紙4 ボーリングデータ」と同じ地点の調査成果となります。
130		資料一覧	配布資料				配布資料(参加資格者のうち、希望する者にデータを配布する。)とありますが、参加資格者とは参加希望者が参加資格確認結果通知を受けた者との理解をすると令和元年12月以降でないと配布資料の希望をすることができないのでしょうか。検討のために、早期に配布いただけないでしょうか。	質問回答の段階でデータ提供の案内をします。 提供方法は、事前予約制とし、CD-RもしくはDVD-Rを貸与します。

■要求水準書(案)意見一覧

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	意見内容	回答	
1	14	第2	1	(1)	イ	消防水利	40t級防火水槽の位置図、平面図断面図をご提供ください	位置図については、「別紙2 インフラ整備状況参考図」に示すとおりです。 平面図断面図については、保存されていないため、標準的な40t級防火水槽が設置されていると想定しております。	
2	15	第2	1	(1)	エキ	地盤状況 測量	参加資格者のうち希望する者に「資料2地質調査結果」のデータを配布するとありますが、参加資格申請後では、提案対応が間に合わないため、現段階でデータ提供について申請のうえ配布いただけますようお願い致します。「資料3 測量調査成果」についても同様に事前のご提供をお願い致します。	質問回答の段階でデータ提供の案内をします。 提供方法は、事前予約制とし、CD-RもしくはDVD-Rを貸与します。	
3	18	第2	2	(1)	ア	(ウ)	外部動線	「別紙●道路付替設計図書を参考に計画すること」とありますが、当該図書は入札公告時に公表予定となっており、入札公告後では、提案プランへの反映が間に合わないため、なるべく早い段階での公表いただけますようお願い致します。	10月上旬の公表を予定しております。
4	24	第2	2	(3)	イ	プール施設	サウンディング型市場調査で、二つのプールでの競技同時開催に対応するため、仮設間仕切り・可動間仕切り・別室整備等について確認があり、結果の概要でも公表されていますが、御市の方針についてお示しいただきたく存じます。	日本水泳連盟とプール整備に係る協議を行ったところ、「2つのプールを仕切る壁が設置されない場合、多少の支障は出るかもしれないが、やむを得ないものと考えることから、壁の有無にかかわらず、水球と飛込を同時進行で開催することについて了解する」との回答を得ております。 なお、国スポ・障スポにかかわらず、その後の運営等を考慮して、可動間仕切り・仮設間仕切り・別室の整備等の提案を行うことについては事業者任せます。	
5	24	第2	2	(3)	イ	プール施設	本年2月実施のサウンディングで、二つのプールでの競技同時開催に対応するため、仮設間仕切り、可動間仕切り、別室整備等について確認がございましたが、その後、本事業での貴市の方針についてお示しいただけますようお願い致します。	No.4の回答を参照してください。	
6	50	第3	2	(2)	イ	建設工事 (造成、外構整備等を含む。)	公共工事標準請負契約約款では、事業者が善管注意義務を果たしても避けることができない水枯れ(地下水等の断絶等)は、発注者負担となっているため、本件事業においても市の負担としてご検討をお願いいたします。	事業者が善管注意義務を果たしてもなお防ぐことができなかったと認められる事案については、双方の協議により判断することを想定しております。	
7	55	第4	1	(2)		業務期間	詳細は入札公告時に示すとありますが、入札公告時では、提案検討・積算が間に合わないため、なるべく早い段階での公表いただけますようお願い致します。	No.3の回答を参照してください。	

■要求水準書(案)意見一覧

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	意見内容	回答
8	55	第4	2	(1)	ア	業務計画書の作成	道路付替業務を、本施設の整備(建設)業務に対応する建設工事共同企業体に対応とした場合、道路付替業務の現場代理人及び監理技術者等は必ずしも建設企業体スポンサー会社の社員でなくても可能な条件としていただけませんか。	不可とします。
9	55	第4	2	(1)	イ	事前調査等の実施	(イ)では事業者は、調査等に着手するまでに周辺住民や関係機関等への理解を得られるよう、十分に調整を行うこととなっていますが、本来の実施者は市であり、事業者は市の補助者となるのが一般的ではないでしょうか。	市と事業者は協力して調整を行うこととします。
10	表紙裏5	資料一覧	配布資料			資料2、3	配布時期は参加資格者確認結果通知以降でしょうか。 精度の高い見積りに反映するため、11月の入札説明会等で配布頂けないでしょうか。	質問回答の段階でデータ提供の案内をします。 提供方法は、事前予約制とし、CD-RもしくはDVD-Rを貸与します。